

一般会計財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・取得価格

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得価額が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得価額が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンスリース取引に係るリース資産

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4) 引当金の計上基準および積算方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

ただし、リース契約1件あたりのリース料が300万円以下のリース取引及びリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っています。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税の会計処理

税込方式による会計処理を行っています。

② 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については取得原価又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取り扱いに準じています。

2. 重要な会計方針の変更

該当ありません。

3. 重要な偶発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

該当ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 一般会計等財務書類の対象範囲は一般会計のみとしています。
- ② 一般会計と普通会計の対象範囲に差異はありません。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－%
連結実質赤字比率	－%
実質公債費比率	2.0%
将来負担比率	－%
- ⑥ 繰越事業に係る将来の支出予定額 925,052千円

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 歳計外現金
歳計外現金については、一般会計に一括計上しています。
- ② 地方交付税措置がある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 13,324,154千円
- ③ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模	13,297,126千円
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,524,390千円
将来負担額	28,361,419千円
充当可能基金額	6,432,431千円
特定財源見込額	7,685,649千円
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	18,261,016千円

(3) 純資産変動計算書に係る事項

- ① 固定資産等形成分
固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

- ① 基礎的財政収支（プライマリーバランス） $\Delta 191,746$ 千円

② 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額	1,500,000千円
一時借入金に係る利子額	0千円